

新型コロナウイルス感染症による

小学校休業等対応助成金のご案内

延長

< 対象となる事業主 >

①②③④の子の世話をを行うことが必要となった労働者に対し、労働基準法上の年次有給休暇とは別途に有給(賃金全額支給)の休暇を取得させた事業主

- ① 新型コロナウイルス感染拡大防止策として、臨時休業した小学校等に通う子
- ② 新型コロナウイルスに感染した子
- ③ 風邪症状など新型コロナウイルスに感染した恐れのある子
- ④ 医療的ケアが日常的に必要な子または新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクの高い基礎疾患を有する子



休暇取得対象期間
が延長しました！

もともとは
令和2年2月27日～3月31日迄
の期間の休暇取得が対象

6月30日まで
対象に！！

よくあるご質問

Q 半日単位や時間単位で休暇を取得しましたが対象になりますか？

⇒A 半日単位や時間単位の休暇取得でも対象になります。

Q 就業規則に今回の休暇制度についての規定がないのですが、対象になりますか？

⇒A 規定されていることが望ましいですが、規定がない場合でも要件を満たせば対象となります。

Q 既に欠勤や年次有給休暇として処理していますが？

⇒A 本人と合意の上、今回の休暇制度として振り返るのであれば、申請可能です。

助成額

助成率

休暇中に支払った賃金相当額
※対象労働者1人1日当たり 8,330円が上限

10

10

ご連絡ください！

SATO社会保険労務士法人 東京オフィス・営業担当

TEL: 03-6831-3310 mail: sato-sales@sato-group.com